

介護保険 訪問看護利用料金

2024/6/1～

サービス内容	指定訪問看護(要介護者対象)					介護予防訪問看護(要支援者対象)					備考
	利用料 10割	利用者負担額			単位	利用料 10割	利用者負担額			単位	
		1 割	2 割	3 割			1 割	2 割	3 割		
訪問看護Ⅰ-1	¥3,469	¥347	¥694	¥1,041	314	¥3,348	¥335	¥670	¥1,005	303	1 回に付き20分未満
訪問看護Ⅰ-2	¥5,204	¥521	¥1,041	¥1,562	471	¥4,983	¥499	¥997	¥1,495	451	1 回に付き30分未満
訪問看護Ⅰ-3	¥9,094	¥910	¥1,819	¥2,729	823	¥8,773	¥878	¥1,755	¥2,632	794	1 回に付き30分以上60分未満
訪問看護Ⅰ-4	¥12,464	¥1,247	¥2,493	¥3,740	1128	¥12,044	¥1,205	¥2,409	¥3,614	1090	1 回に付き60分以上90分未満
訪問看護Ⅰ-5 (PT OT ST)	¥3,248	¥325	¥650	¥975	294	¥3,138	¥314	¥628	¥942	284	リハビリ20分
訪問看護Ⅰ-5 (PT OT ST)	¥6,497	¥650	¥1,300	¥1,950	588	¥6,276	¥628	¥1,256	¥1,883	568	リハビリ40分
訪問看護Ⅰ-5・2超 (PT OT ST)	¥8,784	¥879	¥1,757	¥2,636	795	¥4,707	¥471	¥942	¥1,413	426	リハビリ60分
特別管理加算Ⅰ	¥5,525	¥553	¥1,105	¥1,658	500	¥5,525	¥553	¥1,105	¥1,658	500	1回/月 悪性腫瘍患者管理を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ	¥2,762	¥277	¥553	¥829	250	¥2,762	¥277	¥553	¥829	250	1回/月 在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態
複数名訪問加算Ⅰ〔＋看護師〕	¥2,806	¥281	¥562	¥842	254	¥2,806	¥281	¥562	¥842	254	1 回に付き30分未満
複数名訪問加算Ⅰ〔＋看護師〕	¥4,442	¥445	¥889	¥1,333	402	¥4,442	¥445	¥889	¥1,333	402	1 回に付き30分以上
複数名訪問加算Ⅰ〔＋看護補助者〕	¥2,221	¥223	¥445	¥667	201	¥2,221	¥223	¥445	¥667	201	1 回に付き30分未満
複数名訪問加算Ⅰ〔＋看護補助者〕	¥3,502	¥351	¥701	¥1,051	317	¥3,502	¥351	¥701	¥1,051	317	1 回に付き30分以上
長時間訪問看護加算	¥3,315	¥332	¥663	¥995	300	¥3,315	¥332	¥663	¥995	300	特別管理加算対象の方で90分以上の場合
初回加算Ⅰ	¥3,867	¥387	¥774	¥1,161	350	¥3,867	¥387	¥774	¥1,161	350	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院、診療所等から退院した日に看護師が訪問を行った場合
初回加算Ⅱ	¥3,315	¥332	¥663	¥995	300	¥3,315	¥332	¥663	¥995	300	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に看護師が訪問を行った場合
サービス提供体制強化加算	¥33	¥4	¥7	¥10	3	¥33	¥4	¥7	¥10	3	3単位/1回
退院時共同指導加算	¥6,630	¥663	¥1,326	¥1,989	600	¥6,630	¥663	¥1,326	¥1,989	600	入院中の利用者が退院にあたり、看護師等が在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合
緊急時訪問看護加算	¥6,342	¥635	¥1,269	¥1,903	574	¥6,342	¥635	¥1,269	¥1,903	574	1回/月
ターミナルケア加算	¥27,625	¥2,763	¥5,525	¥8,288	2500						死亡月に1回算定(要介護者のみ)

※PT OT STの実施するリハビリの上限は週6回(1回20分)120分迄となります。
※国分寺市 国立市 小平市 小金井市 府中市は単価11.05円決められています。
※①②いずれかに該当した場合8単位/1回減算となります。
①当該事業所における前年度のPT ST OTによる訪問回数が看護職員による訪問回数を超えていること。
②緊急時訪問看護加算 特別管理加算及び看護体制強化加算を算定していないこと。

この料金表は令和6年6月1日時点での情報を基に作成しており変更等発生した場合は追って修正をさせていただきます。